

草加市役所庁舎トライアル・サウンディング実施要領

1 トライアル・サウンディングとは

トライアル・サウンディングとは、公共機能として有効な活用を見いだすことが困難な遊休地や空き施設等について、公民連携による効果的な活用の方法を探るため、公共施設等の暫定使用を希望する民間事業者等を募集し、一定期間、社会実験として実際に使用してもらう制度です。

2 トライアル・サウンディング実施の目的

当該制度を市役所庁舎内の未活用箇所において実施することで、庁舎の可能性や本格的な利活用に向けた方向性や与条件設定に係る検討材料を収集し、庁舎の持つポテンシャルを最大限に生かした、市民や利用者にとって身近でより親しみのある「まちの縁側」としての機能を整備するとともに、公共空間の新たな利活用の可能性を探るものです。また、「イベントをやってみたいけど場所がない。」「市役所を生かしてこんなことやってみたい。」といった思いを持つ個人や民間事業者を始めとする様々な方に、実際に庁舎を利用してもらうとともに、イベント等のニーズ、採算性等を検証・把握していただきたいと考えています

3 実施場所（「参考資料 実施場所」参照）

(1) 草加市役所本庁舎（草加市高砂 1－1－1）

- ① ギャラリースペース（1 階）
- ② 縁側スペース（1 階）
- ③ 南側車寄せ（1 階屋外）
- ④ テラス（2 階）
- ⑤ 展望テラス（10 階）

(2) 草加市役所第二庁舎（草加市中央 1－1－8）

- ① 待合スペース（1 階）

(3) その他

本庁舎及び第二庁舎内で活用が見込めるスペースを自由に提案してください。その他スペースの活用をご希望の場合は、資産活用課までご連絡ください。

4 実施期間及び利用可能時間

(1) 実施期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（予定）

※上記期間のうち、土日祝日、年末年始、本市イベント開催日等除く

(2) 利用可能時間

原則、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

※時間外の利用を希望の場合、要相談

5-1 申請（応募）方法

（対象箇所：ギャラリースペース、南側車寄せ、2階テラス、展望テラス、待合スペース）

(1) 申請期間

原則、利用希望日の6か月前の同一日から利用希望日の2週間前まで

(2) 申請方法

原則、先着順とし、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、提出された書類は、審査やモニタリング等、本制度の運用以外の目的で申請者に無断で使用することはありません。また、提出された書類は返却しません。

① 埼玉県市町村汎用予約サービス（申請時刻を受付時点とします。）

② 持参（収受印の押印時刻を受付時点とします。）

窓口：本庁舎西棟5階 資産活用課

受付時間：市役所開庁日（日曜窓口除く）の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出書類（埼玉県市町村汎用予約サービスで申請する場合は提出不要）

① 行政財産使用許可申請書（様式第1号）

② 減免申請書（様式第2号）

③ 利用計画書（様式第3号）

④ 誓約書（様式第4号）

⑤ その他市が求める書類

5-2 申請（応募）方法（対象箇所：縁側スペース）

(1) 申請期間

実施期間を3期に分け、以下の期間で申請を受け付けます。

また、申請期間後も利用予定に空きがある場合、随時申請を受け付けます。

なお、申請多数となる場合は、申請書類を審査した上で、より本制度の趣旨に適した提案を採用します。

① 第1期（令和8年1月～令和8年5月）

申請期間：令和7年11月25日～12月5日

② 第2期（令和8年6月～令和8年10月）

申請期間：令和8年3月2日～3月31日

③ 第3期（令和8年11月～令和9年3月）

申請期間：令和8年8月3日～8月31日

(2) 申請方法

次のいずれかの方法で提出してください。

なお、提出された書類は、審査やモニタリング等、本制度の運用以外の目的で申請者に無断で使用することはありません。また、提出された書類は返却しません。

① 埼玉県市町村電子申請・届出サービス

② 持参

5-1(2)②と同様

(3) 提出書類（埼玉県市町村電子申請・届出サービスで申請する場合は提出不要）

5-1(3)と同様

6 事前相談

当該事業の実施に当たっては、原則、事前相談（現地調査含む）が必要となります。事前相談は申請の前後を問いませんが、事業実施の1週間前までに行う必要がありますので、事前に資産活用課までご連絡ください。受付は市役所開庁日（日曜窓口を除く）の午前8時30分から午後5時までとなります。

7 申請資格

(1) 条件

- ① 申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体であること。
- ② 複数の企業や団体の共同体等、グループで申請する場合は、全ての構成員とその役割を明確にすること。

(2) 要件

申請する者（グループの場合は全ての構成員）は、次の全ての要件に該当することが必要となります。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれにも該当しない者であること
- ② 草加市暴力団排除条例（平成24年9月20日条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員関係者と関係を有しないこと
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること

8 使用料

無償でご利用いただけます。ただし、1週間以上の利用の場合、光熱費相当額の負担金を徴収します。（水道料金については要相談）

9 利用要件

(1) 利用用途

次のいずれも満たす場合でのみ利用可能です。

- ① 市民や来庁者のサービス及び利便性の向上に資するものであること
- ② 原則として、本市の財政負担を伴わないものであること
- ③ トライアル・サウンディングの実施状況をSNS等で外部に発信すること
- ④ 今後有償でも使用する前提の利用であること

(2) 対象外となる利用

- ① 公序良俗に反するもの
- ② 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの

- ③ 政治的又は宗教的な活動に該当するもの
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第２条第５号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
 - ⑤ 特定の者のみの利用を対象とするもの
 - ⑥ その他、本市が本制度の趣旨に照らして不適当と判断するもの
- (3) 利用可能期間
- ① 縁側スペース（本庁舎１階）
原則、１事業者最長５ヶ月までとします。
 - ② ギャラリースペース（本庁舎１階）、南側車寄せ（本庁舎１階屋外）、テラス（本庁舎２階）、展望テラス（本庁舎１０階）、待合スペース（第二庁舎１階）
原則、１事業者各月連続使用は５日までとします。
なお、新規事業者優先の観点から、原則、予約は各月１回１か所までとします。
- (4) 留意事項
- ① 費用負担
利用に当たって必要となる一切の費用は、すべて事業を実施する者（以下「事業者」といいます。）の負担とします。
 - ② リスク分担
利用に伴い発生するリスクは事業者が負うものとし、責任をもって事業を遂行することとします。
 - ③ 利用状況の公表等
本市のホームページ等において、事業の概要等を公表することがあります。また、併せて実施状況の写真を撮影することがありますのでご了承ください。
 - ④ その他利用に当たっての留意事項
 - ア 原則として火気の使用はできません（縁側スペースについては要相談）。
 - イ 資機材等の搬入に当たって、周辺道路に車両を駐車することは禁止します。
 - ウ 南側車寄せにキッチンカーを出店する場合、車両サイズは小型（軽トラック）サイズとし、キッチンカーの下に養生シートを敷いてください。
 - エ 利用予定日と選挙等、市のイベント日が重なった場合は、利用日の変更をお願いすることがあります。
 - オ 庁舎を利用する一般来庁者の動線を確保する等、可能な限り配慮してください。
 - カ 場所によって電源を使用できない場合があります。
 - キ 原則として大きな音を出す行為はできません。
 - ク 実施する内容について、事前に自らの責任において、草加市庁舎管理規則及び関係法令等を確認し、実施時は同法令等を遵守してください。
 - ケ 第三者及び市に損害を与えた場合は、その一切の責任は事業者が負うこととします。
 - コ 当該事業の実施において発生したごみは必ず持ち帰ってください。
 - サ 市の備品や設備を傷つける行為は禁止です。
 - シ 申請内容とは異なる使用をした場合や災害発生時等は、トライアル・サウンディングを中止することがあります。

ス 許可場所の又貸し及び使用権の譲渡はできません。

10 審査

(1) 書類審査

申請（応募）を受け、申請資格及び利用要件を満たしているかを審査します。事業者は、審査に伴い本市がヒアリングを求めたときは、それに応じることとします。

(2) 結果通知

審査に合格した事業者には、許可書を交付します。
また、審査には1週間程度時間をいただきます。

11 利用

(1) 利用の開始

許可書を交付された者は、申請書類及び許可書に記載した内容に基づき使用を開始することができます。

(2) 利用の中止

申請内容に反する行為や本制度の目的から逸脱した行為があった場合、又は災害対応等により本市が施設を使用せざるを得なくなった場合は、利用を中止することがあります。また、許可期間において、事業者の事情により許可場所を使用しないこととなった場合には、資産活用課までご連絡ください。

12 実施状況確認及び報告

(1) 実施状況確認

事業実施期間中において、本市が実施状況を確認する場合があります。

(2) 報告

事業者は、利用期間終了後1か月以内に、本市に対して実績報告書（様式第5号）を提出するとともに、本市がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

13 その他

実施期間中であっても、状況に応じて内容を見直す場合があります。

14 問合せ先

担 当 課：草加市 総合政策部 資産活用課 施設管理係

住 所：〒340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1

電話番号：048-922-1106（直通）

E-mail：shisankatsuyo@city.soka.saitama.jp